

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第66条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）を「第3章

第3節 設備に関する基準（第69条）

第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）」

削除」に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第5号中「、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導および訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治

療を行う場合は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで」を「、第2項および第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「および便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合は、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第23条第2項中「とき」を「場合」に、「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第5項中「前項の評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評価ならびに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条および次条において同じ。）の確保ならびに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をで

きる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加および包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項および第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「又は特例障害児通所給付費」を「もしくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第60条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第66条から第76条まで 削除

第77条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導および訓練」を「支援」に改める。

第80条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第86条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第90条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「および当該障害児の訓練等」を「ならびに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練もしくは」に改める。

第96条中「第4項および第5項を除く。）」を「第6項および第7項を除く。）」、第26条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第52条から第54条までおよび第75条」を「および第52条から第54条まで」に、「読み替える」を「、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第101条中「および第5項を除く。）」を「を除く。）」、第26条の3」

に、「第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「第75条」を削り、「第43条第1項」を「第26条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価および訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第102条第1項中「第3項および第6項」を「第4項および第5項」に改め、「第67条」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第104条第1項中「第70条」を削り、同条第2項中「第70条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項および第4項中「第70条」を削る。

第105条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第76条」を削り、同条第2項中「指定障害児通

所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第6条および第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第26条の2（新条例第58条、第62条、第83条、第84条、第88条

および第96条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。